



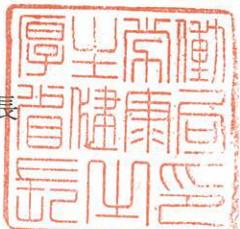
健発0313第4号  
平成25年3月13日

関係都県知事

関係厚生労働大臣認可 水道事業者  
水道用水供給事業者 殿

(宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、山梨県、静岡県)

厚生労働省健康局長



放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への  
有効利用に関する考え方について

放射性物質が検出された浄水発生土の取扱いについては、健康局通知「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」（平成23年6月16日健発0616第8号。以下「当面の取扱いに関する考え方」という。）及び「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方の一部変更について」（平成23年12月28日健発1228第4号）によりお知らせしたところである。

浄水発生土を再利用して生産するもののうち、再利用に関する評価が定められていない園芸用土等の製品については、当面の取扱いに関する考え方の別紙（放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方（平成23年6月16日原子力災害対策本部））において、「当面、製品の出荷を自粛することが適切である。今後、当該製品の利用形態に応じ、関係府省において安全性を評価した上で、出荷を再開する」とこととされた。

今般、浄水発生土を園芸用土又はグラウンド土として有効利用する場合の安全性の評価を行い、下記のとおり取りまとめたので通知する。

放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用を行う水道事業者及び水道用水供給事業者は、当該発生土の取引業者に本通知を周知されたい。

貴都県におかれでは、管内の都県知事認可水道事業者及び水道用水供給事業者等に対し、この旨周知いただくとともに、本考え方へ沿った適切な取扱いがなされるようご協力願いたい。

記

1. 安全性評価の基本となる考え方について

今回の放射性物質が検出された浄水発生土の安全性の評価については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日付け原子力安全委員会決定。別添1）を踏まえて行ったものである。

なお、当該原子力安全委員会決定では、事故の影響を受けた物を再利用して生産された製品は、市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準（ $10 \mu\text{Sv}/\text{年}$ ）以

下になるようにするとともに、市場流通前の処理等に伴う作業者の受ける線量についても、可能な限り  $1 \text{ mSv}/\text{年}$  を超えないことが望ましいとされている。

## 2. 浄水発生土を園芸用土に有効利用する場合の取扱い

- (1) 農業用の培土については、農林水産省の「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知。別添2）において、培土中に含まれることが許容される放射性セシウムの暫定許容値を  $400 \text{ Bq/kg}$ （製品重量）と設定している。この濃度は、培土を農地で長期間施用しても、原発事故前の農地土壤の放射性セシウム濃度の範囲に収まり、農地への施用作業時の外部被曝が  $10 \mu \text{Sv}/\text{年}$  を下回るよう定められている。
- (2) 上記(1)の暫定許容値は農業用の培土を想定したものであるが、家庭用の園芸用土と農業用培土とでは、その製造段階、製品流通段階とともに、関係する事業者や取扱い状況が共通する部分がある。また当該暫定許容値は、流通段階の基準として既に広く浸透し、運用されている。
- (3) 浄水発生土を園芸用土として有効利用する場合、通常、製品である園芸用土に対して重量混合率で  $10\% \sim 20\%$  程度を混合して製造されるが、上記1. の考え方を踏まえつつ十分な安全性を見込んで、浄水場からの搬出時点で上記(1)の暫定許容値を確保できるよう、浄水場から搬出する浄水発生土の放射性セシウム濃度（放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計濃度。以下同じ。）は  $400 \text{ Bq/kg}$  以下とすること。
- (4) なお、放射性セシウム濃度  $400 \text{ Bq/kg}$  の浄水発生土を重量混合率で  $20\%$  混合し、製造過程で水分が  $20\%$  分低下することを前提（他の前提条件も含め、詳細は別添3のとおり。）にした場合、市場流通前の  $1 \text{ mSv}/\text{年}$  で管理される範囲での最大被曝線量は、園芸用土メーカーで製造作業に従事する作業員が  $0.015 \text{ mSv}/\text{年}$  となり、市場流通後の  $10 \mu \text{Sv}/\text{年}$  で管理される範囲での最大被曝線量は、園芸用土を利用する消費者が  $2.1 \mu \text{Sv}/\text{年}$  となる。

## 3. 浄水発生土をグラウンド土に有効利用する場合の取扱い

- (1) 浄水発生土をグラウンド土として有効利用する場合、通常、グラウンド等の汚染されていない土に対して体積混合率で最大  $30\%$  程度を混合し、当該混合土を最大で、厚さ  $20\text{cm}$  に敷き均して利用されている（他の前提条件も含め、詳細は別添4のとおり。）。
- (2) 上記の前提条件でクリアランスレベルの設定に用いた基準 ( $10 \mu \text{Sv}/\text{年}$ ) 以下となるよう、浄水場からグラウンド土に有効利用する場合は、浄水発生土の放射性セシウム濃度は  $200 \text{ Bq/kg}$  以下とすること。

以 上